

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年5月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第 9 号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第25条の見出しを「(期末手当及び勤勉手当)」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「, 勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改め、同条第2項中「, 第18条第1項後段及び第18条の2第1項後段」を「及び第18条第1項後段」に、「, 勤勉手当及び期末特別手当」を「及び勤勉手当」に改め、同条第4項中「及び第18条の2第4項」を削る。

第27条第3項中「, 第18条の2第3項」を削り、同条第4項中「, 第18条第2項各号及び第18条の2第2項」を「及び第18条第2項各号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(行財政局人事部給与課)